

令和2年9月2日

保護者の皆様へ

津山市教育委員会
津山市立小中学校

児童生徒及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

本市が取り組む新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、依然として全国的に多数の感染者が確認されている状況であり、県内においても、学校関係者への感染が複数報告されるなど、予断を許さない現状が続いています。

こうした状況を踏まえ、市内小中学校においても、児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、次のとおり対応してまいります。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業措置について

- (1) 児童生徒及び教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、当該校を臨時休業とします。なお、学校名は公表します。(誤った情報や憶測の流布を回避する為です)
- (2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒及び教職員)が発生した場合、当該校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえ、臨時休業とする学校や期間を検討します。
- (3) 上記(1)、(2)の場合、原則として休業期間は、学校内で発生した感染者の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとします。(概ね3日間を目安とします)
- (4) 児童生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合は、感染の有無に関わらず当該児童生徒及び教職員を2週間の出席停止(教職員は出勤させません)とします。

※なお、児童生徒・教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の学校対応マニュアル及び消毒マニュアルについては、市ホームページを参照ください。

2 学校の消毒について

消毒は、消毒命令(美作保健所)の有無に関わらず管理者(津山市教育委員会)が、当該校及び学校薬剤師等と連携し実施します。

3 感染者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えられよう、各学校において、児童生徒への指導を徹底します。

また、各家庭においても感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を絶対に許さない指導をお願いします。